

有明アリーナの管理運営に関する基本的考え方（概要）

1 「基本的考え方」の位置付け

民間事業者の意見を聴取するため、コンセッション方式による管理運営事業（以下、「本事業」という）について都の現時点の考え方を示すもの

2 本事業の目的

- 国際大会など質の高いスポーツ観戦機会の提供によるスポーツムーブメントの創出、コンサート等のイベント開催による文化の発信により、東京の新たなスポーツ・文化の発信拠点とする
- 「点から面へ」「コストから将来の投資へ」「官から民へ」の3つの視点の具体化へ向け、コンセッション方式により民間のノウハウと創意工夫を活用し、収益性等の最大化と、都民サービスの向上を図る

3 事業内容

（1）準備期間

実施契約締結から施設竣工までの間、スポーツ大会やイベント等の誘致・予約受付などの開業準備活動を行う

（2）維持管理期間

施設竣工後から東京 2020 大会後に都が行う工事終了までの間、開業準備活動に加え、施設の維持管理を行う

（3）運営期間

大会後に都が行う工事終了後から25年間程度、コンセッション方式によりすべての管理運営事業を行う

4 運営権対価等

運営権者は都に運営権対価等を支払う

5 業務範囲

（1）運営権者の業務

- スポーツ大会やイベント等の誘致、予約管理、施設提供、料金収受
- 施設の維持管理、小規模修繕、サービス・収益向上のための追加投資・改修工事
- 管理運営に係る総務、経理業務等の管理業務

（2）都の業務

- 躯体及び設備の老朽化対応のための大規模修繕

6 施設利用に関する条件

(1) スポーツ利用

- メインアリーナでは、スポーツ利用期間を少なくとも年間通算2か月程度設定するとともに、国内外の大規模スポーツ大会を年間10大会程度開催
- サブアリーナは都民のスポーツ利用に配慮

(2) 利用料金

- 都と協議のうえ設定
- スポーツ利用については、入場料収入の有無、プロ・アマチュアの区分等を勘案し、アマチュアスポーツの利用にも配慮した料金体系とする

7 モニタリング

都が求める要求水準の達成について、運営権者の業務を継続的に評価する仕組みを導入

8 利用条件等に関する協議

運営開始から一定期間経過後、利用条件等に関する協議の機会を設けることについて検討

9 運営権者の選定手続

選定委員会を設置して選定

(選定スケジュール〈予定〉)

実施方針条例の制定 実施方針の公表	平成29年12月
募集要項の公表	平成30年 5月
提案受付	平成30年 9月
候補者の選定	平成30年11月
仮契約の締結	平成31年 1月
運営権設定の議決・契約締結	平成31年 3月

10 契約手続

選定された法人・グループが出資し設立したSPC（特別目的会社）と契約